
プロジェクト リース

項目

一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針の改正案 (ASBJ が公表している適用指針の改正案)

I. 本資料の目的

1. 現在審議中のリース会計基準及びリース適用指針（以下「リース会計基準等」という。）の改正が、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下、「SPC 開示適用指針」という。）に与える影響については、第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）及び第 121 回リース会計専門委員会（2022 年 9 月 15 日開催）に審議を行っている。
2. 本日は第 121 回リース会計専門委員会においていただいたご意見に対して事務局の対応案をお示ししており、ご意見を伺いたい。なお、第 487 回企業会計基準委員会においては、意見は聞かれなかった。
3. リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議事項(3)-2 参考資料 2「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。

II. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会の提案内容

4. SPC 開示適用指針の参考（開示例）3. 不動産流動化(1)において、「不動産の流動化」の開示例として、譲渡した不動産の賃借（リースバック）を行っている場合の開示例が示されている。開示例においては、セール・アンド・リースバック取引の資産譲渡者が、買手である特別目的会社との取引内容をどのように開示すべきかが示されており、現行のリース会計基準等に従って、オペレーティング・リースであるリースバックが賃借取引として開示されている。したがって、当該開示を改正リース会計基準等の改正案と整合的に、借手が使用権資産とリース負債を計上する開示例に置き換える。
5. 提案した文案イメージは、3 頁以降にお示ししている。

III. 第 121 回リース会計専門委員会で聞かれた意見及び聞かれた意見に対する事務局の対応

(聞かれた意見)

6. 有価証券報告書の開示事例を調査して、一定の特別目的会社に係る開示について開示のニーズがあるか検討頂きたい。当該開示を残す場合、非連結の会社情報を開示するという趣旨から考えると、取引高だけの情報では十分ではなく、資産及び負債を含めた要約財務諸表の開示の必要性も検討してはどうか。

(事務局の分析)

7. 事務局において決算日が2018年3月31日から2022年3月31日の間とされた有価証券報告書を対象に、一定の特別目的会社に係る開示のうち、改正の対象となる「セール・アンド・リースバック取引」を含む事例について調査を実施した。
8. 調査の結果、開示対象特別目的会社に対する注記で特別目的会社との取引金額を開示している会社は直近1年間で35社あり、そのうちセール・アンド・リースバック取引について開示している企業が1社見られた。同社は調査対象とした5年間の間、継続して開示されていた。
9. 上記の結果から開示対象となる企業・取引については多いとは言えないが、少なくとも継続開示を実施している企業があり、開示例から削除した場合には、記載を求めないとする誤ったメッセージが伝わる可能性があり、結果として財務諸表利用者に対して提供される情報が減少することになる可能性があるため、開示は削除しないこととしてはどうか。
10. また、資産及び負債を含めた要約財務諸表の開示を求めてはどうかという意見については、SPC開示適用指針第3項(2)①において、「開示対象特別目的会社の直近の財政状態(資産総額や負債総額)」を開示例としており、現行のSPC開示適用指針において適切な開示を要求しているものと考えられるため、今回の改正において追加の対応は行わないことではどうか。

IV. 事務局の提案

11. 以上の分析結果から、SPC開示適用指針の改正については、前回の提案どおり次頁以降の具体的な改正案から変更しないこととするがどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の再提案した内容についてご質問又はご意見を頂きたい。

企業会計基準適用指針公開草案第●号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（2007年（平成19年）3月29日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記する修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

(HP では非公表)

以 上